

令和3年10月

東京都知事殿

一般社団法人東京青色申告会連合会

会長 相原 博

拝啓 平素より、青色申告会の運営に深いご理解と温かいご支援を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

青色申告会は、国の財政の根幹であります申告納税制度を支えるための「青色申告制度の普及」や「納税道義の高揚」を図ることを目的として、昭和25年に設立され、70余年の歴史ある納税者団体であります。

以来、今日まで、記帳にもとづく正しい申告と納税の推進を図るため、会員に対する記帳慣行の定着と記帳水準の向上や、税知識の普及に関する事業を推進してまいりました。

また、小規模事業者のための、より良い税制を目指した国税などの税制改正要望については、傘下の都内48青色申告会と共に、様々な要望運動を展開しております。

特に、「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続要望」については、都議会等への請願・陳情活動を通じて、要望の実現を図っているところでありますが、お蔭さまをもちまして、毎年、その要望が叶っておりますことに、深く感謝を申し上げます。

この軽減措置の継続による減税の効果は、土地の所有者だけではなく、土地や建物を借りている都民のすべてに恩恵が及び、それにより安全・安心な生活と安定した事業経営に、ひいては地域社会の活性化に結び付いております。

つきましては、私たち青色申告会の会員のみならず全都民の声でもあります「固定資産税等の軽減措置の継続要望」につきまして、貴職のお力添えを賜りましたら幸甚に存じます。

コロナ禍の下、青色申告会の会員を含む小規模な個人事業者は、売上の激減、収益の悪化に見舞われ、事業経営の存続の危機に直面しているばかりか、多くの都民の日常の生活にも、数々の苦難が降りかかっている現状をご賢察賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【連絡先】

東京都千代田区九段南4-8-36

(一社)東京青色申告会連合会

事務局長 大澤 克仁

TEL 03 (3230) 3401

要	望	事	項
I 固定資産税及び都市計画税の減免措置の継続について			
1 要望の要旨			
(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置について、令和4年度以後も継続する。			
【現状】 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。			
(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置について、令和4年度以後も継続する。			
【現状】 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。			
(3) 商業地等に対する固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を、65%に引き下げる減額措置について、令和4年度以後も継続する。			
【現状】 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。			

要 望 事 項

《参 考》

Ⅱ 国税に関する要望について

【重点要望事項】

1. 所得税に関する事項

(1) 青色申告特別控除10万円を、電子帳簿保存又は電子申告により確定申告を行った場合において20万円に引き上げること。

併せて、青色申告会においても、電子申告の代理送信を行うことができるようにすること。

青色申告特別控除10万円は、昭和47年に青色申告控除として創設されて以来、40年以上据え置かれており、その間の経済価値等の変動は著しい。

社会・経済環境が著しく変化している中で、小規模事業者の事業活動を活性化させるため、また、令和2年分から青色申告特別控除65万円について、従来からの要件に加えて、電子帳簿保存又は電子申告により確定申告を行った場合には、55万円に10万円を上乗せし、控除額が65万円に改正された。

このため、青色申告制度をより一層普及させ、記帳の定着化を図るとともに、電子申告の更なる普及推進のために、青色申告特別控除10万円について、電子帳簿保存又は電子申告により確定申告を行った場合にも、同様に10万円を上乗せし、控除額を20万円に引き上げることがを要望する。

また、併せて、電子申告については、納税者の利便性向上と、デジタル化の推進を図るために、青色申告会においても代理送信できるようにすることを要望する。

(2) 不動産所得はすべて事業として行われているものとする。

不動産所得については、不動産所得を生ずべき事業と、事業以外の業務とに区分され、不動産所得を生ずべき事業では、事業所得と同様の資産損失、貸倒損失、専従者給与の必要経費算入や、65万円の青色申告特別控除等を認めることとされているが、事業以外の業務については、これらの控除等が認められていない。

小規模事業者の行う不動産の貸付けについては、その規模の大小に関わらず、すべて事業として行われているものとするを要望する。

2. 相続税に関する事項

(1) 小規模宅地等の特例のうち、貸付事業用宅地等に対する減額措置を拡大すること。

相続財産である土地については、都市部において、その評価額が特に高額であり、基礎控除額を超える財産を相続した相続人が、相続税を納付するために相続財産を処分せざるを得ない場合もあり、特に事業や不動産の貸付けを行っている事業者にあつては、被相続人の円滑な事業継承が阻害される場合も少なくない。

平成27年からは、基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ及び税率構造の見直しなどにより、課税ベースが拡大され、税負担が更に大きくなる。

個人の土地所有者の居住や事業の継続に配慮して、小規模宅地等についての課税の特例については、居住用宅地等の限度面積が240㎡から330㎡に拡大されるとともに、居住用宅地等と事業用宅地等との限度面積の併用適用を可能とするなどの措置も導入されたが、貸付事業用宅地等については未だに、特段の措置はなされていない。

したがって、特に都市部において不動産の貸付けを行っている事業者の税負担が増加し、事業の円滑な継続が困難となることが予想される。

そのため、課税の特例のうち、限度面積200㎡、減額割合50%に限定されている貸付事業用宅地等の減額措置を拡大することを要望する。

3. 消費税に関する事項

(1) 免税事業者制度を廃止することによりすべての事業者を課税事業者とし、併せて、小規模事業者に対する限界控除制度を創設すること。

令和5年10月から、適格請求書制度（いわゆる「インボイス制度」をいう。以下、「インボイス制度」又は「インボイス」という。）が導入され、登録を受けた適格請求書発行事業者は、基準期間等の課税売上高の多寡に関わらず課税事業者となる。

インボイス制度については、事業者が免税事業者から仕入れを行った場合には、仕入控除を行うことができないことから、免税事業者が取引から排除されるおそれがあると懸念され、有識者等からは、これらを否定する説明が数々なされているが、事業者においては、その疑念が未だに払拭されていない。

また、現行の免税事業者制度は、基準期間等の課税売上高によって課税事業者か否かを判定することとされているため、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となり、その課税期間の課税売上高が少額であっても納税義務を負うという不合理な現象が生じている。

更に、事業者が多額の設備投資を行った場合に消費税の還付を受けようとする場合においては、前課税期間末までに課税事業者選択の手続きを行わなければならないが、その判断を、景気の動向に左右されがちな小規模事業者に求めることは、非常に困難なことである。

これらの諸問題を解消するためは、免税事業者制度を廃止し、それにより、すべての事業者を課税事業者とすることによりインボイスを発行することができるようにするとともに、小規模事業者に過剰な税負担を負わせないために、その課税期間の課税売上高が一定額（例えば1,000万円）以下の課税事業者については、限界控除制度を創設することにより、税負担を軽減させる制度とすることを要望する。

【その他の要望事項】

1. 所得税に関する事項

- (1) 青色事業専従者給与の届出制度を廃止すること。
- (2) 青色事業専従者に支払う退職金を必要経費とすること。
- (3) 純損失の繰越控除可能年数を法人税と同様に10年とすること。

2. 消費税等に関する事項

- (1) 簡易課税制度を選択した場合には2年間継続適用する課税方式選択の強制適用をなくすこと。

3. 納税環境等

- (1) 税務署に提出する各種の届出書について、ワンライティング化又は様式を統合すること（例えば、「所得税の開業届出書」と「青色申告承認申請書」、「給与支払事務所開設届出書」と「納期限の特例承認申請書」等）。
- (2) プレプリント申告書の送付対象者の見直しに伴い納税者に送付されている「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」について、対象者を選別することなくすべての納税者に送付すること。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済的支援策等について

- (1) 既に運用されている給付金や支援金制度においては、経営等への影響を同じ程度受けている事業者でも、対象者の範囲から外れていたり、また、事業規模の大小に係らず一定額の給付とされていることから、対象者の範囲や要件等を大幅に拡大するとともに、事業形態や規模、影響の程度等、個々の事情に応じた支援額を支給する等、真に必要な事業者には、必要な額を、必要な時期に支援する制度にしてほしい。
- (2) 国・地方自治体等が保有している課税情報や許認可情報とマイナンバーとを効果的に連携・活用し、現行のように、申請者からの申請に対して審査して支給するという方式を、国・地方自治体側において、支援対象者に対して自動的に支給する等の方式に改めてほしい。

II 地方税に関する事項

1. 住民税及び事業税に関する事項

- (1) 住民税の各種所得控除額を所得税と同額にすること。
- (2) 事業税の事業主控除額を大幅に引き上げるとともに、青色申告特別控除制度を導入すること。

Ⅲ 社会保障等に関する事項

1. 国民年金、国民健康保険等の社会保障制度の制度間の格差是正及び運営の見直しを行い、国民の負担増とならないようにすること。